

令和 5 年 1 月 27 日

大和町新型コロナウイルス感染症対策本部

## 町主催イベント・会議等の考え方について(令和5年1月27日以降)

### 1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症から、本町事業への参加者及び施設使用者等の安心・安全を確保するため、本町の事業等の取り扱いを示すものである。

なお、国の基本的対処方針及び宮城県から取り扱いについての指針の変更等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

### 2 事業の取り扱い

#### (1)町が主催する事業について(式典・講演会・研修会等)

##### 【基本的な考え方】

- イベント開催は「新しい生活様式の定着」や、感染リスクが高まる「5つの場面」の回避を前提とする。
- 全てのイベントについて、適切な感染防止対策が整わないイベントは原則中止または延期を含め慎重な対応をする。
- 開催するイベントについては、下記の目安等に準じ、「(2)イベント開催時等の必要な感染防止策」により感染防止策を徹底した上で実施する。

#### 〈催物開催の目安〉

イベントの種類		収容率 ※2	人数上限
I	「感染防止安全計画」を策定しないイベント	100%	5,000 人又は収容定員 50 % 以内のいずれか大きい方
II	「感染防止安全計画」を策定・県の確認を受けたイベント		収容定員まで

① 「5,000 人超かつ収容率 50%超」で開催する場合は、「感染防止安全計画※」を策定し、県に提出

② 以外の場合は、主催者がチェックリストを公表

※「感染防止安全計画」：大規模イベント主催者が、飛沫抑制、手洗・消毒等に係る 7 項目について具体的な感染防止策を記載する計画

## (2) イベント開催時等の必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
① 飛沫感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用の周知・徹底</li> <li>※ 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</li> <li>■ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</li> </ul>
② エアロゾル感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 機械換気による常時換気又は窓開け換気</li> <li>※ 必要な換気量(一人当たり換気量 30m<sup>3</sup>/時を目安)を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安(二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的)</li> <li>※ 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け</li> <li>※ 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は 40-70%</li> <li>※ 屋外開催は除く</li> <li>■ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</li> <li>■ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</li> </ul>
③ 感染経路に応じた感染対策(接触感染対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)の消毒の実施</li> <li>■ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</li> </ul>
④ その他の感染対策(飲食時の感染対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上記③感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策(食事中以外のマスク着用等)の徹底の周知</li> </ul>
⑤ その他の感染対策(イベント前の感染対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ</li> </ul>
⑥ 出演者やスタッフの感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施</li> <li>■ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</li> </ul>

### (3)各場面における新型コロナ感染防止等のポイント

#### ① 基本的な感染防止対策の実施

- 不織布マスクを着用(ウイルスをうつさない)
- 人と人の距離を確保(1mを目安に)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

#### ② 換気の実施

##### 【窓がある場合】

- 空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする
- 回数は、毎時2回以上確保する
- 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開け、窓とドアの間に空気の流れをつくる
- 扇風機と換気扇の併用などで、換気の効果を上げる

##### 【機械換気がある場合】

- 換気量をさらに増やすことは予防に有効であることから、冷暖房効率は悪くなるが、窓やドアを開け、換気設備の外気取入量を増やす
- 通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけなので、別途換気を確保

##### 【乗用車等の場合】

- エアコンは「内気循環モード」ではなく「外気モード」にする

#### ③ 感染症対策と熱中症予防について(夏期等で気温・湿度が高い場合)

- 屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外しても構わない
- マスク着用の場合は、強い負荷の作業や運動は避け、こまめに水分を補給すること
- 人との距離を十分に確保し、適宜マスクを外して休憩を取ること
- 冷房時でも適宜換気を行い、室内温度が高くならないように、エアコンの設定温度を下げるなどの調整を行うこと
- 3つの密(密集、密接、密閉)を避け、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障がい者への目配り・声かけを実施すること

### 3 町主催の会議(審議会, 説明会等)について

- ① 実施する場合は、規模縮小や感染予防策を徹底すること。
- ② ウェブ会議等の活用も検討すること

### 4 職員の出張について

- ① 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を検討すること。
- ② 出張する場合は、最小限の人数で、混雑時や3密を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染防止策を徹底すること。
- ③ 感染拡大傾向のある地域への出張は慎重に判断すること。